

愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針（概要版）

趣旨

- 2019年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、同法第11条において、地方自治体においても国の基本方針を参酌した基本方針を策定することが努力規定とされ、2020年6月に国の基本方針が策定された。
- そこで、県内の現状と課題を把握した上で、行政、国際交流協会、企業、日本語教育機関、日本語教師養成機関、地域の日本語教室運営団体、県民など地域日本語教育に関わる様々な主体の役割を改めて整理し、概ね今後5年間の県の基本方針を策定することとした。

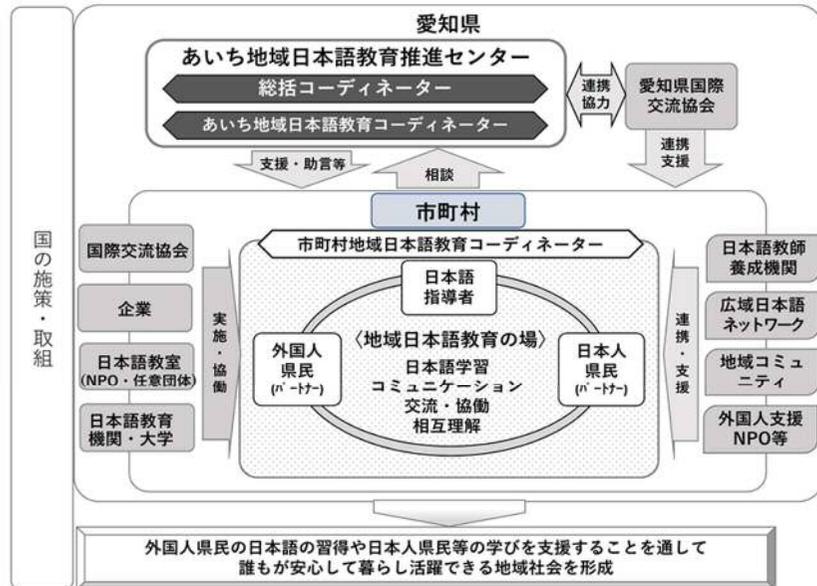
基本方針

- 生活者として必要な日本語の学習を希望するすべての外国人県民に日本語を学習する機会を保障する。
- 全ての県民が、互いの文化的背景や習慣の違いに理解を深め、日常生活において分かりやすい日本語を使ってコミュニケーションができることを目指して、啓発活動を行う。
- 「あいち地域日本語教育推進センター」が中心となり、市町村、国際交流協会、日本語教育関係機関・団体、外国人を雇用する企業、NPO等が連携、協力する「オール愛知」の推進体制を構築する。

愛知県における地域日本語教育の意義・目指す姿

日本語での交流機会に、すべての県民が積極的に参画し、外国人県民の日本語の習得や、日本人県民等の学びを支援することを通して、互いの文化的背景や考え方などを理解し合いながら、誰もが安心して暮らし活躍できる持続可能な地域社会をつくる

<愛知県における地域日本語教育推進のイメージ図>



- 日本語教育に関わる多様な関係団体・関係者と連携しながら「あいち地域日本語教育推進センター」を中心に推進体制を整え、全県をあげた取組を総合的・体系的に推進する。
- 市町村が主体となり、地域の状況に応じて地域日本語教育の推進に取り組む。
- すべての県民が、対等な立場で相互理解を深め、日本語でのコミュニケーション能力を伸ばす。

各主体の役割

1 行政

【国】

- 公的な地域日本語教育制度の整備
- 日本語能力の判定・評価基準の策定
- 地方自治体等の取組に対する継続的かつ適切な財政措置
- 都道府県域の総括コーディネーター等の人材育成の実施

【愛知県】

- 「あいち地域日本語教育推進センター」を中心に県内の地域日本語教育の推進体制を整え、全県をあげた取組を総合的・体系的に推進
- 地域日本語教育のあり方や今後推進すべき施策などを検討・調整
- 県内全市町村における地域日本語教育の取組促進
- 日本語学習の初期段階にある学習者を対象とする初期日本語教育について、市町村の取組促進
- 市町村域で地域日本語教育をコーディネートできる人材の養成
- 県内の日本語教育に関する実態把握、関係機関との情報共有
- 企業が実施する日本語学習支援の取組促進
- 県民の多文化共生や地域日本語教育に関する理解促進 など

【市町村】

- 地域日本語教育の担当部署を明確にし、地域の実情に応じた地域日本語教育の推進
- 地域の日本語教室の活動の促進
- 地域の日本語教室の設置・運営
- 外国人住民等の日本語教育・日本語学習ニーズの把握
- 日本語パートナー(学習支援者)の研修実施や日本語指導者の養成
- 住民に対する地域の日本語教室の周知
- 外国人を直接・間接に雇用する企業に対する働きかけ
- 住民の多文化共生や地域日本語教育に関する理解促進 など

<p>2 国際交流協会</p> <p>-----</p> <p>【愛知県国際交流協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本語教室に関する情報提供や、実態把握調査の実施 ○市町村等と連携して、地域の日本語教室活動に対する支援・協力 ○地域の日本語教室で活動する人材養成や相談対応 <p>【市町村国際交流協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の日本語教室への会場の確保等の運営支援 ○地域の日本語教室で活動する人材養成 ○ニーズに応じて、日本語教室の設置・運営や相談対応
<p>3 企業</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外国人就業者とその家族に対して、生活に必要な日本語学習機会の提供や日本語学習の支援 ○外国人就業者の日本語学習を奨励・就業時間等の配慮 ○企業内コミュニケーションの向上及び多文化共生意識の啓発 ○外国人県民の日本語学習を支援する活動に対する協力 など
<p>4 日本語教育機関（日本語学校・専門学校等）</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門知識の提供や日本語教師の派遣等の協力 ○所属する日本語教師等が地域日本語教育に積極的に関与することを奨励 ○ニーズに応じて、地域に開かれた日本語教室の設置・運営
<p>5 日本語教師養成機関（大学・専門学校等）</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域における日本語教育に関わる専門性をもつ人材の養成 ○研修や教材開発等への協力 ○日本語教師養成機関の修了者が地域日本語教育に積極的に関与することを奨励
<p>6 地域の日本語教室を運営する団体</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本方針の「地域日本語教室の役割」を理解し、市町村等との連携・協働に取り組む
<p>7 県民</p> <p>-----</p> <p>【日本人県民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○分かりやすい日本語を使うなど、外国人県民と日本語でコミュニケーションできるように努める ○外国人県民とコミュニケーションする中で、文化的背景や考え方などについて相互理解を深める ○日本語学習の支援活動や、地域の交流の場に参加する

<p>【外国人県民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活に必要な日本語の習得に努める ○地域社会の一員として地域の活動に主体的に参加 ○他の外国人県民の日本語学習を支援する側に立ち、外国人県民と日本人県民の相互理解を促進
<p>県の施策の方向性</p> <p>-----</p> <p>【リソースの開発・モデル事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県が開発した初期日本語教育の教材や指導者マニュアルの充実 ○ICTを活用した対話型の日本語教室の実施の検討 など <p>【取組の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村における初期日本語教育の実施促進 ○多文化子育てサロンの実施促進 など <p>【市町村等への財政支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「愛知県地域日本語教育推進補助金」による市町村等への財政支援 など <p>【課題解決・人材育成支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総括コーディネーターによる地域日本語教育関係者への指導・助言 ○「あいち地域日本語教育コーディネーター」の派遣による情報提供・助言等 ○地域の日本語教室に関わる人材養成への支援・連携 など <p>【連携・協働】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域日本語教育関係者・関係団体との連携強化 ○市町村担当者会議における情報提供・意見交換 ○企業の取組に対する支援 など <p>【地域日本語教育に関する県民の理解促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「やさしい日本語」の普及促進 ○地域日本語教育に関する情報提供
<p>推進体制</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「あいち地域日本語教育推進センター」の運営 ○「あいち外国人の日本語教育推進会議」の開催 <ul style="list-style-type: none"> 学識者、行政、国際交流協会、NPO、企業等で構成される「あいち外国人の日本語教育推進会議」を「総合調整会議」と位置づけ、センターの運営方針及び業務内容の検討を行う。